

規制の事前評価書

| | | | |
|---------------------------|--|---|--|
| 政策の名称 | 臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化 | | |
| 担当部局 | 金融庁総務企画局企業開示課 | 電話番号： 03-3506-6000（内線3665） | e-mail： RIA@fsa.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成24年7月31日 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【現状及び問題点】</p> <p>金融商品取引法における企業内容等開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容、事業内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者が有価証券の価値その他投資に必要な判断をするための機会を与え、もって投資者保護を図ろうとするものである。</p> <p>金融商品取引法上、有価証券報告書を提出しなければならない会社（以下、「提出会社」という。）は、公益又は投資者保護の観点から投資者の適時・的確な判断に資するため、企業内容等に関して臨時に発生した重要な事実について、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出を待たずに臨時報告書を提出してその事実を開示することが必要である。</p> <p>現行制度上、提出会社の特定子会社（注）に異動があった場合は、臨時報告書の提出事由の一つとして規定されており、子会社の純資産額・資本金額が提出会社の純資産額・資本金額の一定割合以上であること等を重要性の基準として、臨時報告書の提出が必要とされている。</p> <p>提出会社が子会社を取得した場合は、子会社自身の規模の大小だけではなく、例えば、子会社の取得の対価として支払った金額が多額であれば、当該子会社の取得は、投資者の投資判断上重要な情報であると考えられることから、有価証券報告書等による定期報告を待たずにその事実を開示することが必要である。また、子会社の取得が分割して行われた場合でも、取得の目的、意図などの諸条件に照らして、実質的に一体として行われる子会社の取得については、個々の子会社の取得の対価として支払った金額を合算して、提出事由に該当するか否かを判断する必要があると考えられる。</p> <p>しかしながら、合併等とは異なり、株式の取得等による子会社の取得は臨時報告書の提出事由となっていない。また、一定の場合には特定子会社の異動に該当することになるが、現行の特定子会社の異動における重要性の基準では、株式の取得価額に着目した開示基準（数値基準）が設けられていないため、例えば、提出会社が実態と比べて不当に高い取得価額により子会社を取得した場合であっても、当該子会社の取得については、特段重要性があるものとして考慮されず、臨時報告書の提出が不要となっている。また、子会社取得の取引が分割して行われた場合には、個々の取引はそれぞれ別の行為であると判断されるため、経済的実態等に照らし、実質的に一連の取引であると評価できる場合でも臨時報告書の提出が不要と判断される可能性がある。</p> <p>このように、現行制度では、企業内容等に関して臨時に重要な事実が発生した場合であっても、投資者の適時・的確な判断に資するための開示が行われない可能性があり、公益又は投資者保護を欠くおそれがある。</p> <p>（注）特定子会社とは、①提出会社に対する売上高又は仕入高が提出会社の仕入高又は売上高の10%以上、②純資産額が提出会社の純資産額の30%以上、③資本金額が提出会社の資本金額の10%以上、のいずれかに該当する子会社をいう。</p> | | |
| | <p>【目的及び必要性】</p> <p>上記に対応して、公益又は投資者保護の観点から投資者の適時・的確な判断に資する開示とするため、臨時報告書の提出事由を適正化する必要がある。</p> | | |
| | <p>【内容】</p> <p>臨時報告書の提出事由として、以下の2つの場合を追加する。</p> <p>①提出会社が子会社の取得を機関決定した場合で、当該子会社の取得価額が提出会社の純資産額の15%以上となる時</p> <p>②連結子会社が子会社の取得を機関決定した場合で、当該子会社の取得価額が連結純資産額の15%以上となる時</p> <p>なお、これらの場合において、子会社の取得を含む一連の取引において取得することが決定された他の子会社があるときには、当該他の子会社の取得の対価の合計額を子会社の取得の対価の算定上合算する。</p> | | |
| 法令の名称・関連条項とその内容 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 | | |
| 想定される代替案 | 臨時報告書の提出事由とされている特定子会社の異動について、特定子会社の範囲を拡大し、「子会社の取得価額が提出会社の純資産額の15%以上に相当する場合における当該子会社」を追加する。これにより、子会社の取得を機関決定した時点ではなく、特定子会社に異動があった場合（提出会社が子会社を取得した場合で当該子会社の取得価額が提出会社の純資産額の15%以上となる時）に、臨時報告書が提出されることとなる。なお、この場合において、子会社の取得を含む一連の取引において取得することが決定された他の子会社があるときには、当該他の子会社の取得の対価の合計額を子会社の取得の対価の算定上合算する。 | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | | 代替案の場合 |
| | （遵守費用） | 提出会社が子会社の取得を機関決定した場合で当該子会社の取得価額が提出会社の純資産額の15%以上となる時、及び連結子会社が子会社の取得を機関決定した場合で当該子会社の取得価額が連結純資産額の15%以上となる時に、新たに臨時報告書の提出が必要となるため、提出会社において、提出事由の判定、記載内容の調査及び書類の作成・提出に係る遵守費用が発生する。 | 特定子会社に異動があった場合（提出会社が子会社を取得した場合で当該子会社の取得価額が提出会社の純資産額の15%以上となる時）に、新たに臨時報告書の提出が必要となるため、提出会社において、提出事由の判定、記載内容の調査及び書類の作成・提出に係る遵守費用が発生する。 |
| | （行政費用） | 提出会社が子会社の取得を機関決定した場合で当該子会社の取得価額が提出会社の純資産額の15%以上となる時、及び連結子会社が子会社の取得を機関決定した場合で当該子会社の取得価額が連結純資産額の15%以上となる時に、新たに臨時報告書の提出が必要となるため、行政庁（国）において、臨時報告書の受理業務に係る費用が増加する。また、臨時報告書に虚偽記載等があった場合には、課徴金等の行政処分や刑事罰の対象とされることから、行政庁（国）において、記載内容の調査等の費用が発生する。 | 特定子会社に異動があった場合（提出会社が子会社を取得した場合で当該子会社の取得価額が提出会社の純資産額の15%以上となる時）に、新たに臨時報告書の提出が必要となるため、行政庁（国）において、臨時報告書の受理業務に係る費用が増加する。また、臨時報告書に虚偽記載等があった場合には、課徴金等の行政処分や刑事罰の対象とされることから、行政庁（国）において、記載内容の調査等の費用が発生する。 |
| （その他の社会的費用） | 特段の費用は発生しない。 | | 連結子会社による子会社の取得価額が連結純資産額の15%以上となる時に臨時報告書が提出されないほか、提出会社において子会社の取得を行うことが機関決定された場合、その時点ではまだ臨時報告書が提出されないことから、投資者が当該重要情報を適時・的確に取得することができず、公益又は投資者保護が図られないという重大な社会的費用が発生するおそれがある。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | | 代替案の場合 |
| | 子会社の取得価額が提出会社の純資産額の15%以上となる時及び連結子会社による子会社の取得価額が連結純資産額の15%以上となる時には、提出会社又は連結子会社が子会社の取得を機関決定した時点で新たに臨時報告書の提出が行われることから、投資者は投資判断上重要な情報を適時・的確に取得することが可能になるといった便益が発生する。また、臨時報告書の提出時期については、子会社の取得を行うことが提出会社又はその連結子会社において機関決定された時点で提出が行われることから、特定子会社の異動があった時点で臨時報告書が提出される代替案と比べて、投資者がより迅速に情報を取得することが可能となるといった便益が発生する。 | | 子会社の取得価額が提出会社の純資産額の15%以上となる時には、特定子会社の異動があった時点で新たに臨時報告書の提出が行われることから、投資者は投資判断上重要な情報を的確に取得することが可能になるといった便益が発生する。 |
| 政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等） | <p>（費用と便益の関係の分析）</p> <p>提出会社が子会社の取得を機関決定した場合で当該子会社の取得価額が提出会社の純資産額の15%以上となる時、及び連結子会社が子会社の取得を機関決定した場合で当該子会社の取得価額が連結純資産額の15%以上となる時に、新たに臨時報告書の提出が必要となることから、提出会社における提出事由の判定、記載内容の調査及び書類の作成・提出に係る遵守費用、及び行政庁（国）における提出書類の受理・記載内容の調査に係る行政費用が増加する。しかしながら、今回の改正により新たに増加するこれらの遵守費用及び行政費用は、投資者の投資判断上重要な情報の開示のために必要な費用であり、投資者が十分に投資判断を行えるような資料を提供することで、投資者が投資に必要な判断をするための機会を与え、もって投資者保護を図るという金融商品取引法の企業内容等開示制度の趣旨から看過することはできない。また、上記の場合に臨時報告書の提出が行われることで、投資者にとっては投資判断上重要な情報を適時・的確に取得することが可能となり、公益又は投資者保護上も大きな便益がもたらされることになる。以上を勘案し、本案による改正が適当と考える。</p> <p>（代替案との比較）</p> <p>本案の遵守費用及び行政費用は、代替案を上回るが見込まれる。しかしながら、代替案においては、本案と異なり、連結子会社による子会社の取得価額が連結純資産額の15%以上となる時に臨時報告書が提出されないほか、提出会社において子会社の取得を行うことが機関決定された時点ではまだ臨時報告書が提出されないことから、投資者が投資判断上重要な情報を適時・的確に取得することができず、公益又は投資者保護が図られないという重大な社会的費用が発生するおそれがある。当該社会的費用の発生は、投資者が十分に投資判断を行えるような資料を提供することで、投資者が投資に必要な判断をするための機会を与え、もって投資者保護を図るという金融商品取引法の企業内容等開示制度の趣旨から看過することはできない。これと比較して、本案では、代替案に比べ、投資者が投資判断上重要な情報を適時・的確に、かつ、迅速に取得することが可能となるといった便益が発生し、本案の便益が代替案を上回ると考えられる。以上を勘案し、本案による改正が適当である。</p> | | |
| 有識者の見解その他関連事項 | 特になし。 | | |
| レビューを行う時期又は条件 | 改正内閣府令の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、投資者保護の観点から弊害が生じると認められるときは、その結果に基づいて所要の処置を講ずるものとする。 | | |
| 備考 | | | |